

別紙

○予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて（平成6年4月19日付け6経第750号大臣官房経理課長通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>2 本基準の運用</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 工事の請負契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合算額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。</p> <p>ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費等の額に <u>10分の6.8</u> を乗じて得た額</p> <p>(3)～(6) [略]</p>	<p>2 本基準の運用</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 工事の請負契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合算額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。</p> <p>ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費等の額に <u>10分の5.5</u> を乗じて得た額</p> <p>(3)～(6) [略]</p>

附 則

本通知は、令和4年4月1日以降に入札公告等を行う工事の請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）から適用する。